

期間中、当該減算は適用しない。

12) 栄養管理に係る減算について

栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、介護医療院基準第4条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは介護医療院基準第20条の2（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

13) 療養環境減算について

- ① 3の(6-1)⑦を準用する。
- ② (略)

14) (略)

15) 入所者が外泊したときの費用の算定について

5の18（④のニを除く。）を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。

16) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

7の20を準用する。

17) 入所者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について

7の21を準用する。

18) 初期加算について

6の18を準用する。

19) 再入所時栄養連携加算について

5の21を準用する。

20) 退所時指導等加算について

7の23を準用する。

21) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

5の23を準用する。

(削る)

22) 栄養マネジメント強化加算について

5の24を準用する。

23) 経口移行加算について

5の25を準用する。

(新設)

11) 療養環境減算について

- ① 3の(5-1)⑥を準用する。
- ② (略)

12) (略)

13) 入所者が外泊したときの費用の算定について

5の15（④のニを除く。）を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。

14) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

7の17を準用する。

15) 入所者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について

7の18を準用する。

16) 初期加算について

6の16を準用する。

17) 再入所時栄養連携加算について

5の18を準用する。

18) 退所時指導等加算について

7の20を準用する。

19) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

5の20を準用する。

20) 栄養マネジメント加算について

5の21を準用する。

21) 低栄養リスク改善加算について

5の22を準用する。

22) 経口移行加算について

5の23を準用する。

(24) 経口維持加算について
5の(26)を準用する。

(削る)

(25) 口腔衛生管理加算について
5の(27)を準用する。

(26) 療養食加算について
5の(28)を準用する。

(27) 在宅復帰支援機能加算について
5の(31)を準用する。

(28) (略)

(29) 緊急時施設診療費に関する事項

入所者の病状が著しく変化し、入院による治療が必要とされる場合には、速やかに協力病院等の病院へ入院させることが必要であるが、こうした場合であっても、介護医療院において緊急その他やむを得ない事情により施設診療を行うときがあるので、緊急時施設診療費は、このような場合に行われる施設診療を評価するために設けられていること。

① 緊急時治療管理
6の(32)①を準用する。

② (略)

(30) 認知症専門ケア加算について
5の(33)を準用する。

(31) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
5の(34)を準用する。

(32) 重度認知症疾患療養体制加算について
3(6-1)⑦及び⑧を準用する。

(削る)

(23) 経口維持加算について
5の(24)を準用する。

(24) 口腔衛生管理体制加算について
4の(11)を準用する。

(25) 口腔衛生管理加算について
5の(26)を準用する。

(26) 療養食加算について
5の(27)を準用する。

(27) 在宅復帰支援機能加算について
5の(30)を準用する。

(28) (略)

(29) 緊急時施設診療費に関する事項

入所者の病状が著しく変化し、入院による治療が必要とされる場合には、速やかに協力病院等の病院へ入院させることが必要であるが、こうした場合であっても、介護医療院において緊急その他やむを得ない事情により施設診療を行うときがあるので、緊急時施設診療費は、このような場合に行われる施設診療を評価するために設けられていること。

① 緊急時治療管理
6の(30)①を準用する。

② (略)

(30) 認知症専門ケア加算について
5の(32)を準用する。

(31) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
5の(33)を準用する。

(32) 重度認知症疾患療養体制加算について
3(5-1)⑦及び⑧を準用する。

(33) 移行定着支援加算について

転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知すること、当該介護医療院の入所者やその家族等に説明することについては、ホームページや掲示等で周知するとともに、質問、相談等に丁寧に応じ、その際には、その説明日時、説明内容等を記録すること。また、当該介護医療院の入所者やその家族等に対しては、質問、相談等の有無に関わらず、少なくとも1度は丁寧に説明を行う機会を設けること。併せて、当該介護医療院の職員から適切に説明することが可能となるよう、職員に対して